一括コンプレッションに係るサービス名称の変更等に伴う「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、ＴｒｉＯｐｔｉｍａ　ＡＢの提供する一括コンプレッションに係るサービスの名称変更及び同社の商号変更予定を踏まえ、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行います。

Ⅱ．改正概要

１．一括コンプレッションの申込方法

・ 一括コンプレッションの申込方法について、当社が公示により定めるものとします。

２．公示による定め

・ １．に係る改正を受け、２０２６年１１月１３日付の公示により、一括コンプレッションの申込みに用いる方法として、ＴｒｉＯｐｔｉｍａ　ＡＢの提供する方法及びＱｕａｎｔｉｌｅ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄの提供する方法を定めます。

（備　考）

・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第３０条の３第１項

Ⅲ．施行日

２０２６年１１月１３日から施行します。

以　上

別紙

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（清算約定の一括コンプレッションの申込みの方法等） 第３０条の３　業務方法書第５３条の２の２第１項に規定する当社が定める方法は、当社が公示により定める方法とする。 ２～９　（略） 付　則 この改正規定は、令和８年１１月１３日から施行する。	（清算約定の一括コンプレッションの申込みの方法等） 第３０条の３　業務方法書第５３条の２の２第１項に規定する当社が定める方法は、ＴｒｉＯｐｔｉｍａ　ＡＢの提供するｔｒｉＲｅｄｕｃｅ又はＱｕａｎｔｉｌｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄの提供する方法を用いて申込みをする方法とする。 ２～９　（略）

参考

一括コンプレッションの申込方法として定める事項について

２０２６年１１月１３日
株式会社日本証券クリアリング機構

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第３０条の３第１項の規定に基づく、当社が一括コンプレッションの申込方法として公示により定める方法は、次に掲げる方法を用いて申込みをする方法とする。

（1）ＴｒｉＯｐｔｉｍａ　ＡＢの提供する方法
（2）Ｑｕａｎｔｉｌｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄの提供する方法

以　　上